

古代の漆工

古尾谷知浩

はじめに

本稿は、日本古代の律令国家が、漆工における漆や技術労働力をどのように管理していたのか、あるいはしていなかったのかを、文献史料から検討することを目的とする。古代の文献史料にみえる漆については、平川南の研究があり、^①基礎的な部分は明らかにされているが、ここでは、平川の業績を踏まえ、手工業史的観点から再検討したい。まずは漆工製品の品目ごとに、製作のあり方、漆調達の方法を軸に整理しよう。

第一節 漆工製品とその生産

(一) 仏像

奈良時代には、乾漆製（脱活乾漆、木心乾漆）の仏像が数多く造立された。^②文献上、乾漆は「塼」「塞」「則」と称される。「塼」の語は、仏像のみならず、漆で布を貼ったもの一般に用いられ、後述の建造物や調度について称することもある。脱活乾漆像、木

心乾漆像とも、可塑性の素材を盛り上げて形を整えるものであり、平安時代以降盛行する木彫像と異なり、金銅像の原型像、塑像と共通する。但し、漆は高価であり、塑像より上位に位置づけられていた。^③

乾漆像の制作を示す文書が、正倉院文書の中に残されている。天平宝字四年（七六〇）六月二五日「奉造一丈六尺観世音菩薩料雑物請用帳」^④がそれである。しばらくこの文書について検討する。

この文書には、「経所」印が押捺されており、造東大寺司番上として写経事業にも従事した今木人成が領として署名している。また、造像事業に関わり、給与として施を支給された賀陽田主・六人部荒角は造東大寺司造物所に従事した人物である。以上のことから、造東大寺司の管轄下の造像に関わる文書であると推定でき、予算の管理は写経所で、造像そのものは造物所で行われていたとみられる。^⑤

施を支給された仏工のうち、田辺国持・佐為尺麻呂には、傍らに「寺」の注記があり、造東大寺司の仏工であると考えられる。田辺国持は、法華寺金堂の造営にも関与していた。^⑥なお、この文

書が作成された時期は、光明皇太后の死去直後にあたる。但し、後述のように、これは事業終了時の報告であり、光明皇太后の生前から進められていたものか、死去後の追善のためかは確定できない。

次に、文書の内容を検討すると、大きく前半と後半に分けることができる。前半は、造像のために請求した三種類の必要物資の品目・数量を、支給元の官司ごとに書き上げたもので、後半は、「雑用」として、「用」・「残」を記載している。支給元としては、節部省・左平準署・大炊司・大膳職・醬司・内史局・油司・内裏が挙がっている。内裏から物資が支給されているということは、淳仁天皇または孝謙太上天皇が財政的に支援しているということを示している(造東大寺司写経所との関係からいえば、孝謙太上天皇の方が可能性が高い)。但し、主として物資を支給しているのは節部省である。また、留意すべきは、造東大寺司造物所の事業であるにも関わらず、造東大寺司は費用負担をしていないという点である。つまり、東大寺向けの造像ではない可能性が高い。

また、本文書に「用」「残」を記載しているということは、造像事業の最終報告であることを示している。しかし、その正本とは考えにくい。「経所」印は、前半の請求品目の項まで押捺されているが、後半の「雑用」項には捺されていない。その「雑用」項のうち、緋の残数について、書き落としたため一行追記してい

る。つまり、最終段階の清書本ではなく、写経所の手元に残した案文である。

紙背文書は、いわゆる「造石山寺所解移牒符案」である。「造石山寺所解移牒符案」の紙背にある造寺造仏関係文書には、造石山寺所・東大寺東塔所・造東大寺司(告朔解)・法華寺(または法華寺阿弥陀浄土院)造金堂所のもが含まれている⁷⁾。反古文書の流れから考えると、「奉造一丈六尺観世音菩薩料雑物請用帳」はこれらのいずれかに関係する可能性があるが、もしそうだとすると、時期が一致するのは法華寺金堂の造営事業である。

なお、法華寺造金堂所の造営事業は、光明皇太后が生前発願したもので、従事する労働力の確保や、予算・事務の管理は造東大寺司が関与していた。しかし、費用については造東大寺司は負担せず、坤宮官周辺、孝謙太上天皇の内裏周辺が必要物資を調達していたことがわかっている⁸⁾。

ここで、天平宝字四年丈六観世音菩薩像造立事業と法華寺金堂造営事業を比較しておこう。共通する点、関連する点としては、次のようなものがある。まず、時期が重なるということである。

第二に、人的・組織的に造東大寺司が関わるが、費用負担は別になつていくということである。人的関与の点でみると、仏工田辺国持が両者に関与していることが注意される。一方、法華寺造金堂所では仏像の台座は作っているが仏像自体は作っていない。これは両者の事業が競合していないことを示す。なお、法華寺の本

尊についてみると、金堂本尊は、盧舎那仏、脇侍が観世音菩薩・虚空蔵菩薩かと推定されており、阿弥陀浄土院本尊は、当然、阿弥陀如来・観世音菩薩・勢至菩薩であろう。⁹⁾講堂本尊は、少なくとも後世には観世音菩薩であつて、法華寺の現本尊である十一面観世音にあたとされるが、これは平安時代初期の像であり、天平宝字段階の本尊は不明である。

次に、相違点について確認する。法華寺金堂造営事業の費用負担は坤宮官周辺が中心で、内裏も関与するというあり方であつたのに対し、丈六観世音菩薩像造立事業の費用負担は節部省が中心で、内裏も補助的には関与しているが、坤宮官は関与していないという点が大きな違いである。光明皇太后発願の法華寺との関係からすると、中心からはやや離れていると判断できる。

以上の諸点から当該の一丈六尺観世音菩薩の造立事業について考えてみたい。まず、光明皇太后の発願ではないだろうと推定でき、恐らく孝謙太上天皇の発願であると思われる。興福寺東院檜皮葺堂の本尊であるという説があるが、紙背文書の利用の経緯からして、その可能性は低い。論理的には、全く未知の天皇発願寺院向け造像の可能性が無いわけではないが、現実的に丈六という大きな仏像を安置しようと考えた場合、候補は限られるであろうから、その可能性は排除して良からう。消去法と状況証拠から考えると、法華寺向けのものであつて、光明皇太后の病が重くなつた時期の造像かと思われる。確定させることはできないが、講堂

の本尊を候補としておきたい。

さて、当該文書における必要物資の中で、節部省(大蔵省)から受けたもののうち、「漆一斛八斗」のほか、「伊予砥三果」「木賊一把」(表面研磨用)が計上されている。漆を大量に使用していることからみて、この像は乾漆像(恐らく脱活乾漆像)である。この漆は、節部省から受け取っていることから考えて、財源は中男作物(後述)であろう。当該像の造立にあたっては、造東大寺司という官司において、租税の一部の再分配をうける形で漆を調達していたのである。

(二) 仏堂

漆は寺院建造物の柱などの塗装にも多用された。天平宝字四年(七六〇)かと推定される法華寺金堂造営関係文書である「造金堂所解¹⁾」には、造営に関わる必要物資が数多く計上されている。そのうち、「請漆」の項をみると、「堂柱十四根塗料」として、柱一本あたり八升七合の漆が計上されており、内訳は、「堞料」(布着せ)五升二合、「土漆」(絹で篩った土を混ぜた下地の漆)三升五合であつた(「土漆料土篩料」の「生絹」も別に計上されている)。

木材部分のみならず金属部分の塗装にも漆は用いられている。「鑲四口久佐利焼塗料」「堂飛炎木後釘千六百七十二隻焼塗料」などがみえ、鎖・釘の塗装用に漆が計上されていた。金属に漆を

塗って高温で加熱すると、容易にはがれない強力な塗膜となる。これは建造物の金具に限らず、後述の調度品や武器の場合でも用いられる技法であった。¹²⁾

建造物の一部として変わった物では、乾漆製の箆篋(ハーブ)がある。これは軒の四隅につり下げて荘厳を加えるものであった。¹³⁾

(三) 調度・食器

東大寺への献物帳類や諸寺院の資財帳類をみると、螺鈿・平文・平脱など、貝や金銀で加飾した木胎漆器、漆塗の革箱、乾漆製の鉢などが多数みられる。これらの史料に挙がっているのは当然寺院の資財であるが、「国家珍宝帳」を典型として、天皇、貴族層からの寄進に由来する場合も多い。従って、宮廷の調度品類も同様のものであったと考えられる。

これら調度品の製作のあり方を検討する。興福寺西金堂造営関係文書である天平六年(七三四)「造仏所作物帳」¹⁴⁾をみると、堂内で用いる高座やその宝蓋(屋根)・柱・大床・登(階段)、高座前机、礼盤などの塗装のため、漆、着色用掃墨(油煙または松煙の煤)、則(布着せ)用の細布、接着のために混ぜる小麦粉、加飾用の練金・銀などが計上されている。¹⁵⁾ここでの漆調達方法について確認すると、「雑用钱」の項に、漆二〇斛九斗一升を購入する費用として四〇九貫五五〇文が計上されている。¹⁶⁾流通している

漆を銭貨で購入する形になっているのである。

つづいて、再び、法華寺金堂造営関係文書の「造金堂所解」をみてみたい。ここでも、高座および附属の調度品の塗装、仏像台座や堂内荘嚴のための花卉の乾漆に、漆が計上されている。品物にもよるが、何度も重ね塗りが施されていることがみてとれる。

例えば、高座の場合、土漆(下地)を二度、墨漆(掃墨で着色した黒色の漆)を三度塗っており、仏像台座の花卉の場合、壘、土漆、墨漆、佐目漆(透漆か)、花塗(仕上げ)と重ね塗りされている。造金堂所における漆の調達方法をみても、漆三斗七升五合の購入費用として八貫八〇〇文が計上されており、¹⁷⁾全量ではないが銭貨で購入していたことがわかる。

つづいて、宮廷における漆器生産のあり方を検討する。令制では、大蔵省被管の漆部司に漆部二〇人(品部。うち伴造七人)が配属され、漆器の生産にあたっていた。しかし奈良時代を通じて品部による手工業生産の位置づけは低下し、漆部司は大同三年(八〇八)に画工司とともに次に述べる内匠寮に併合され、¹⁸⁾漆部も弘仁二年(八一)年に廃止された。¹⁹⁾

これに対し、奈良時代以降の手工業官司の中心となったのは、神龜五年(七二八)に設置された内匠寮である。設置当初に所属した技術者の部門別内訳は不明であるが、年欠(天平一九年(七四七)以前)「内匠寮解」²⁰⁾をみると、この時点における内匠寮所属工人として、番上匠手、金銀銅鉄手、木石土瓦齒角匠手、織錦

綾羅手、織柳箱手、国工、造菩薩司匠らが記載されている。この中に漆工専門の工人はみえないが、木製品、金属製品、仏像は扱っているので、当然、漆による塗装作業は含まれていたであろう。さらに、漆部司併合後、工人の定員および職種別内訳が規定されたが、その中には漆塗の長上工二人、番上工一〇人が含まれていた。

以上の変遷を経たことを踏まえ、『延喜式』内匠寮には、食器などの漆器を含め、さまざまな手工業製品についての規定がある。各品目について、原材料、所用の道具、功程を列記し、製作の基準としているのである。必要物資、労働力を官の側が管理して製作に当たっていたことが知られる。

(四) 諸国における漆塗製品の生産

これまで、朝廷、中央大寺院における漆工を検討してきたが、地方の諸国でも漆工は行われていた。最重要品目は兵器であるが、これは後述することとして、調度品類につき、文献史料にみられるものを概観しておきたい。

天平六年度（七三四）「尾張国正税帳」⁽²³⁾をみると、中央進上用の罽、木贅椀の製作に必要な物資を調達する費用を計上していることがわかる。その中には、漆（罽については漆濾し用の絹・綿も）が含まれている。罽の製作は国が費用負担を行っていたと言えるが、原材料の一つである漆は、国が直接生産したり、租税と

して徴収したのではなく、稲を対価として支払って調達していたのである。

なお、罽については、『延喜式』民部省の交易雑物の中にみえ、伊賀・伊勢・尾張・参河・遠江・加賀・丹後・紀伊などの国から進上することになっていた。但し、この場合、「赤漆」とされるのは「枋（おうご。担ぐ時に用いる棒）」のみである。「尾張国正税帳」にみえるように原材料を購入して国で生産するのではなく、製品を対価を支払って購入する形であった。

次に、天平一〇年度（七三八）「筑後国正税帳」⁽²⁴⁾をみてみよう。ここには、「貢上造轆轤雑工参人」（延べ労働力四三人）に対して食料を支給している記載がある。文字通り解釈すると、「ろくろを造る雑工」であるが、ろくろ造りのために延べ四三人は多すぎ、また、道具を貢納するのは不自然でもある。これは、ろくろで造った製品、つまり貢納用の木製挽物の生産に関わるものである。この記載には漆は出てこないが、関連する史料がある。

『延喜式』民部省にみえる「大宰府年料造進」は、朱漆の酒海、各種盤・椀、黒漆の提壺などを正税を用いて製作・進上させる制度である。これらの木地は挽物であり、「筑後国正税帳」にみえるろくろ工人が、正税から食料を支給されて生産にあたったことと対応する。その製品には漆が塗られ、中央に貢納されたのであろう。

また、平城京二条大路木簡の中には、「丹後国塗漆櫃」「美作国

「塗漆櫃」と記した付札がある。²⁶⁾これらは近接した位置で出土しており、また、筆跡が酷似している。従って、貢納段階で付された荷札ではなく、都で付されたと考えられる。しかし、この史料から、天平年間のはじめに、丹後国・美作国において櫃に漆が塗られ、平城京に進上されたことが確認できる。

漆塗の櫃に関する『延喜式』規定を確認しておこう。『延喜式』主計寮上をみると、伊勢・尾張・参河・遠江・近江・美濃・越前・越中・丹波・但馬・播磨などの国から、庸として塗漆著鏝韓櫃を進上することになっていた。ここには、二条大路木簡に見える丹後・美作国は含まれていない。二条大路木簡の例が庸以外によるものか、後に規定が変更されたのか、確定できない。いずれにしても、『延喜式』に規定のない国でも漆工が行われていた可能性があることを示している。

以上、いくつかの例により、地方でも漆工が行われていたことを確認してきた。正税を支出して国で塗漆製品を生産する場合、製品を庸として、または交易雑物の形で対価を支払って調達する場合などがあつたことが判明する。前者の場合は、国が公的に漆器生産に関わっていたと位置づけられるのであるが、その場合でも、漆自体は対価を支払って購入していたことは注意される。

(五) 武器

奈良時代において、仏寺・仏像・調度品などより実質的に重要

な製品は武器であつた。漆は強力な塗膜であり、武器のうち、皮革・木質・金属部分などの塗装に効果を發揮した。漆は軍需物資でもあつたのである。以下、中央、地方における武器生産のあり方を検討する。

中央における武器を示すものとして、天平勝宝八歳(七五六)六月二一日「国家珍宝帳」²⁶⁾をみてみたい。大刀の外装、各種の弓、箭などの塗装に漆が用いられている。これらは、聖武天皇の遺品であるが、宮廷用の武器一般の状況を示している。これらの中には儀仗用の武器もあるが、実戦に使用される場合もあつた。

また、天平一九年(七四七)二月一一日「大安寺伽藍縁起并流記資財帳」によれば、鎧三具のうち一具が漆塗とされていた。²⁷⁾

一方、地方における武器生産については、天平一〇年度(七三八)「周防国正税帳」²⁸⁾をみると、「造年料兵器伍種」として、挂甲・大刀・弓・矢・胡禄の生産に関わる記載がある。必要物資の中に、鉄などとならんで漆も計上されており、正税稲から対価を支出して調達していることがわかる。

次に、『延喜式』規定にみる武器生産をみておきたい。主税寮式には、地方で正税を支出して生産する武器の必要物資を規定しており、革短甲冑・大刀鞘・弓・征箭・胡籙の原材料の中に漆が計上されている。また、兵庫寮式では、中央用の梓弓・征箭・烏装横刀・挂甲などの製作に必要な物資の中に漆がみえる。いずれも官の側で原材料の漆を準備して生産する規定である。

もつとも、令制下では官の兵器もあるが、兵士の個人装備は自弁が原則である。『延喜式』の規定でも、官の兵器の生産は優先されることになっているが、同じ工房で私の兵器を生産することもあるということは、自明の前提として認められていた。²⁹兵器生産を官が独占していたということではない。

第二節 漆の調達

前節まで、漆塗製品とその生産のあり方を検討してきた。次いで、原料となる漆の調達の問題を概観したい。

律令国家は漆の調達にあたり、租税として徴収することを意図していた。『養老令』賦役令1調絹繩条では、調副物の中に、正丁一人あたり漆三勺の賦課を規定している。調副物は養老元年（七一七）に廃止され、中男作物に引き継がれる。実際、後述のように『延喜式』主計寮上には、中男作物として徴収する品目の中に漆がみえる。

このほか、令制中には、漆に関する重要な規定がある。『養老令』田令16桑漆条では、各戸につき、上中下の等級に応じて、規定の本数以上の桑・漆を植えることを定めている。従来の研究ではほとんど指摘がないが、本条について、日本令がもとにした中国の令は大きく異なっている。北魏令・北斉河清三年令、隋開皇令、唐開元二五年令などでは、対象となる樹木は「桑・榆・棗」

（宋天聖令では「桑・棗」）であって、中国では一貫して漆の植栽は規定していないのである。

日本令がなぜ榆・棗を継受しなかったかは、それはそれとして問題であるが、ここでは、なぜ漆を独自に入れたかに限って検討したい。厳密に史料の根拠はないが、前節での検討からうかがえるように、仏寺・宮殿の造営の盛行に伴って、漆の需要が増大した。これを租税として徴収することを支えるために桑と並んで当該条に漆を規定したのだと考えられる。

田令16桑漆条の実効性を担保するものとして、「桑漆帳」を諸国に作成・進上させ、植栽状況を把握する制度があった。「桑漆帳」の初見は天平二年（七三〇）（後述）であり、天平六年度（七三四）「出雲国計会帳」³¹にも、一〇月二日に出雲国から進上した公文の中に「桑漆帳一卷」がみえる。『延喜式』主計寮下でも、桑漆帳につき、戸数と照合して不足する場合、受理せず不足分を植えさせることを規定している。

にもかかわらずこの規定には実効性がなかった。天平二年、諸国が進上する桑漆帳には偽りが多く実態を反映していないことが問題視され、使者を派遣して監査を行い、不正があれば国司郡司を処罰することを定めている。³²その後、大同元年（八〇六）八月二五日太政官符、同二年正月二〇日太政官符、寛平九年（八九七）五月二六日太政官符³⁴によって、何度も励行されているが、逆にそのこと自体、効果がなかったことを示している。

弘仁八年(八一七)二月二十五日太政官符³⁵⁾によれば、伊勢国多気郡で植えるべき漆一〇、七七三根のうち、現実にあるもの一、一四〇根、同国度会郡では一三、〇四〇根のうち七〇七根しかないことが問題とされている。

現実には土地の条件などにより規定数を満たせない場合もありうる。令自体、土地が生育のために宜しくなければ、規定を満たさなくとも良いと定めている。実際には、条件の良いところが特産地化しており、全国一律に漆の木を植栽させ、漆を徴収する形は取らず、特定の国から租税などとして徴収することとなっていた。『延喜式』主計寮では、上総・上野・越前・能登・越中・越後・丹波・丹後・但馬・因幡・備中・備後・筑前・筑後・豊後などの国の中男作物、民部省では、越前・加賀・越中・越後などの国の交易雑物、丹波国の年料別貢雑物として漆が規定されている。また、『延喜式』内蔵寮、諸国年料供進の項では、越前国からの漆貢納が定められており、天皇用の器物の塗装のため、独自の財源が設定されていた。

第三節 官によらない漆の流通・使用

これまでの叙述では、一見すると、国家が強力に漆を管理し、租税などとして徴収、独占的に技術者を管理して漆器を生産していたかのようにみえる。しかし、これは国家側の史料、天皇発願

寺院など大寺院の造営に関する史料を扱ったため、そのようにみえるだけであって、史料に現れにくい、国家掌握外の部分が存在しなかったことにはならない。断片的に顔を出す史料から、国家管理の外側における漆の流通や漆工人の存在を探る必要がある。

国家以外における漆の流通の担い手として、まず挙げるべきものは貴族あるいは国司の私的な家産機構である。

天平宝字六年(七六二)の石山寺造営関係文書をみると、頻繁に漆の購入がなされていることがわかる³⁶⁾。

天平宝字六年正月七日造石山寺所宛「六人部荒角解」では、四つの事項を連絡している。そのうち漆に関する部分を掲出しよう。

「一、買漆四斗

一、陸奥殿漆者、価四百五十文、自此者一文不減者。」

「陸奥殿」とは当時陸奥守であったと推定される藤原朝篤(仲麻呂の息)にあたる。この文書では「陸奥殿漆」の価格が報告されている。つまり、「陸奥殿」が所持する漆を、対価を支払って購入することが計画されていたのである。

「陸奥殿漆」の価格四五〇文の量は明記されていない(直前の「四斗」は別件)が、「これよりは一文たりとも安くしないということだ」と報告されている。この表現からは、ことさらに高い価格が提示されていたものとみられる。後述の関連文書(同月一日「六人部荒角解」)によれば、同時期における漆一升あたりの

相場について、陸奥・上野二国の上品漆は二六〇文、中品漆は二五〇文、越国の漆は二三〇文であることが、同じ六人部荒角から造石山寺所に報告されている。これより高いということであれば、同様に一升あたり四五〇文ということであると思われる。

なお、この文書は、造東大寺司造物所が造石山寺所に漆四斗の購入を要請し、あわせて「陸奥殿漆」の価格を連絡したものである。³⁸このことは、関連文書であるところの同年正月一四日「六人部荒角解」³⁹で、造物所が造石山寺所に漆二石八斗二升の対価として七〇貫九四〇文を充てていること、同年正月二三日造物所宛「造石山寺所牒」⁴⁰では、造物所から漆購入のため受領した銭の額、漆購入量と代金、残額、漆進上状況を報告していることから明かである。

この「陸奥殿漆」については、一連の文書の中で、最終的にこれが購入されたことを明記する史料はない。相場より高い漆の取引が結果的に成立したかどうかは不明である。ただ、いずれにしても、国司、あるいは国政の中核に近い貴族が、租税とは別に漆を集積し、京周辺にもたらし、売却しようとしたことは確認できる。

しかし、漆の所有者個人が特定できるような事例は「陸奥殿」のみである。例えば、同年七月二日「造石山寺所解」⁴¹や、「造石山寺所銭用帳」⁴²によれば、造石山寺所で必要な釘に塗るための漆を、近くの勢多市で購入することができず、奈良で購入していることがわかる。他にも漆の売買に関わる史料はあるが、「陸奥殿

漆」に類する表記はなされていない。国司などの職掌をもった特定の個人、あるいは権力者の子弟といった特定の個人によらなくとも、一般に漆は流通しており、対価さえ支払えば入手可能であったことを示している。

錢貨で漆を購入するというあり方は、先述の興福寺西金堂造営や、法華寺金堂の造営の場合も同様であった。先にみた、天平宝字四年の丈六観世音菩薩像造立事業の場合のように、節部省(大藏省)に納入された中男作物の蓄積から再分配を受けて入手する方法もある。しかし、造営事業における大勢は、わかる限り一般に流通している漆を購入するあり方であった。

漆が租税だけでは不足し、やむを得ず購入したという評価⁴³もあり得るが、むしろ、広く生産されている漆の一部のみを租税として確保していたとみる方が適切であろう。租税以外の大部分の漆は一般に流通していたのである。現実問題として、宮廷における恒常的な需要、あるいは小規模需要であればともかく、大規模かつ短期間に限られ、年により増減の大きい需要に対応するためには、年間で定額の租税として調達することはなじまず、その時々で対価を払って購入する方が便利であろう。事実、興福寺西金堂、法華寺金堂、石山寺などの造営ではそのように対応していたのである。

漆の私的流通を傍証するできごとがある。養老四年(七二〇)、漆部司の漆盗難事件が発覚し、処分がなされた。⁴⁴食料品や製品と

異なり、漆は原料の一つに過ぎないから、それ自体を犯人が持つていても役に立たない。売却して利益を図ろうとしたものと推測できる。漆は官の管理の及ばない流通ルートへ向けて売却することが期待できる商品だったのである。

民間における漆流通の問題を別の観点から検討しよう。先に、「桑漆帳」が機能不全に陥っていたことを述べたが、問題となっているのは、単に国家が掌握している漆の木の本数が規定より少ないこと、国司が実数を把握していないことである。国が掌握している外側に漆の木が存在しなかったことを示すものではなく、国において漆自体が欠乏していることを述べた史料でもない。一般に漆が存在していたからこそ、朝廷は漆の木自体を把握できなくとも、民間で採取された漆を購入の形で調達できたのである。⁴⁵ また、先述の大同二年正月二〇日太政官符にある東海道觀察使藤原葛野麻呂の奏上によれば、桑・漆について、「公私由之」と述べられており、国家が漆を独占しようとしたわけでもなく、民間での漆使用を規制しようとしているわけではないことがうかがえる。

民間における漆工の存在は、技術者の面からも指摘できる。天平宝字六年(七六二)二月一六日「私部得麻呂漆工貢進文」⁴⁶をみてみよう。

貢上

私部酒主^{年廿} 但馬国気多郡余部郷戸主

私部意嶋戸口

知塗漆

天平宝字六年十二月十六日

貢上人右大舎人少初位上私部得麻呂

これによれば、右大舎人少初位上私部得麻呂が、但馬国気多郡余部郷戸主私部意嶋の戸口私部酒主を、「塗漆を知る」ことをもつて、同族のつながりによって、造東大寺司に推薦している。確かに、造東大寺司に採用された後は、私部酒主は官の工房の漆工人という位置づけであるが、その直前までは民間の工人であった。一時的に但馬国の需要に応じて生産を行った可能性はあるにせよ、貢進したのは但馬国ではないので、但馬国の工房に属していたわけではない。また、酒主は国家により強制的に徴発されたのではなく、同族の伝手により官に関わるようになったのである。

この事例は、たまたま私部酒主が造東大寺司に貢進されたために知られるようになったのであって、民間の工人として生涯を送った者については史料に現れようもない。この事例は、史料に現れない民間漆工技術者が広範に存在したことを示唆する。律令国家はそのごく一部を把握して生産にあたらせていたに過ぎない。⁴⁷

おわりに

奈良時代における漆工の国家管理のあり方について整理してこう。原材料としての漆、および漆工技術者は広く民間に存在していた。律令国家は、これらを独占的に掌握していたわけではなく、一部を必要に応じて管理したのである。史料上現れている部分だけを見れば、漆工は中央集権的に管理されていたようにみえる。確かに律令国家はそれを志向する面もあるが、それが当時の漆工のすべてではない。

恒常的需要については、租税としての中男作物および交易雑物などの形で漆を徴収し、漆部司、後には内匠寮に編成した技術者により製品を生産していた。一方、寺院造営事業など、臨時、大規模需要については、造営官司の下に民間から採用した技術者も含めて工人を編成し、漆は錢貨により購入する形で、一般に流通しているものから調達していたのである。

キーワード：漆、律令国家、手工業、建築

註

(1) 平川南『漆紙文書の基礎的研究』（吉川弘文館、一九八九年。その他、漆工一般について、小林大秀編『日本の美術二九九漆工（原始古代編）』

〔至文堂、一九八五年〕、四柳嘉章『漆』Ⅰ・Ⅱ（法政大学出版社、二〇〇六年）、同『漆の文化史』（岩波新書、二〇〇九年）などがあり、文献史料も用いて概説されている。

(2) 本間正義「塑像及び乾漆像の製作と衰微に対する一解釈」（『美術史』五、一九五二年）、本間正義「上代の埴技法に就て」（『国華』七三三、一九五二年）、本間正義「天平時代の仏師と造仏所」（『佛教芸術』一六、一九五二年）、浅井和春「天平後期木心乾漆像の成立」（『美術史』一〇六、一九七九年）、田中嗣人「日本古代仏師の研究」（吉川弘文館、一九八三年）、津田徹英「脱活乾漆技法覚書」（東京文化財研究所編『研究資料脱活乾漆像の技法』（学芸書院発行、中央公論美術出版発売、二〇一一年）

(3) 前掲註2にある本間の諸論文を参照。

(4) 正倉院古文書正集五、以下、正集五のように略称、『大日本古文書』四卷四二〇頁～四二五頁、以下、『大日古』四一四二〇～四二五のように略称。

(5) 山本幸男「天平宝字四～五年の一切経の書写」（『写経所文書の基礎的研究』吉川弘文館、二〇〇二年、初発表一九八八年）、風間亜紀子「天平宝字年間における法華寺金堂の造営」（『正倉院文書研究』九、二〇〇三年）

(6) 風間亜紀子「天平宝字年間における法華寺金堂の造営」（前掲註5）

(7) 岡藤良敬「日本古代造営史料の復元的研究」（法政大学出版社、一九八五年）

(8) 福山敏男「日本建築史の研究」（桑名文星堂、一九四三年）、風間亜紀子「天平宝字年間における法華寺金堂の造営」（前掲註5）

(9) 『天和古寺大観』五（岩波書店、一九七八年）

(10) 浅井和春「天平後期木心乾漆像の成立」（前掲註2）

(11) 続々修三八一九、『大日古』二六一二六～二七三

(12) 例えば、天平七年（七三五）二月五日「左京職符」（続修四二）、『大日古』一一六三二）には、正倉の鎌（カギ）を漆で塗装する記述がある。

- (13) 福山敏男『日本建築史の研究』(前掲註8)を参照。なお、風間亜紀子「天平宝字年間における法華寺金堂の造営」(前掲註5)が須理(支輪)板の絵とするのは誤り。
- (14) 福山敏男『日本建築史の研究』(前掲註8)
- (15) 続々修三三二五、『大日古』一六一二七九、続修三三三、『大日古』一一五六二
- (16) 続修三三三、『大日古』一一五六六
- (17) 続修三五、『大日古』一六一三〇一
- (18) 『類聚国史』大同三年(八〇八)正月壬寅条、『類聚三代格』四、大同三年正月二〇日詔
- (19) 『日本後紀』弘仁二年(八一二)八月己丑条。なお、品部一般は、『続日本紀』天平宝字三年(七五九)九月戊寅条によれば、世業を相伝するものを除き停廃され、一般の公戸に編入することとされている。漆部については技術の世襲的要素が強かったためか、その後も存続したのであろう。
- (20) 正集一、『大日古』二一四五八
- (21) 『類聚三代格』四、大同三年(八〇八)一〇月二一日太政官符、同、同年八月二八日太政官符
- (22) 『延喜式』内匠寮に規定された漆塗食器の色およびその階層性の問題について補足する。
- 天皇用漆器について(伊勢斎王用、賀茂斎院用の規定もあるが省略)みてみると、いくつかに分類することができる。まず、木製容器とそれ以外(革篋、屏風、斗帳、車など)に分けられる。木製容器はさらに二つに区分されている。一つは、「漆供御雑器」とあるもので、膳櫃(「赤漆」とされており、塗料は漆のみ)、槽・椀・盤・杯など(漆と着色用掃墨を計上)が含まれている。もう一つは「朱漆器」で、台盤、飯椀など(漆・朱沙(水銀朱、上塗り用)・掃墨(中塗り用)を計上)が含まれている。
- この区分は一見すると不思議な分類である。確かに、「朱漆器」の区分は明確であるが、これと対置されるのが「黒漆器」ではなく包括的表

現の「漆供御雑器」であるのは整合的でなく、事実、この中には掃墨による黒色漆器だけではなく「赤漆」を含んでいる。このことを考えるために、奈良時代から平安時代初期にかけての黒漆・赤漆・朱漆について検討してみたい。

奈良時代においては、文献上、漆に混ぜる着色料は掃墨のみしかみられない。伝世品・出土品をみても、黒色漆に限られている。赤色顔料(ベンガラ Fe₂O₃、水銀朱 HgS)を混ぜた漆は、作られていない。赤色顔料入りの漆は、縄文時代では主流であったが、弥生時代から少なくなり、奈良時代には途絶えてしまったのである。

九世紀になると、朱漆が出土品の上でも文献史料の上でもみられるようになる。出土例の増加により、朱漆が再び現れる時期が早まる可能性はあるが、大勢は変わらないであろう。奈良時代は黒漆の時代と位置づけることができる(小林行雄『古代の技術』増訂書、一九六二年)。

一方、奈良時代の文献の中には「赤漆」なるものがみえる。代表例として、正倉院宝物の「赤漆文櫛木厨子」がある。これは、木地を蘇芳により着色した上に透漆をかけ、赤色に見せたものである。これに対し、『延喜式』内匠寮の「赤漆」の場合は、顔料、染料とも計上されていないので、着色せずに透漆をかけ、木地そのものをみせたものかと推定される。いずれにしても「赤漆」は顔料を混ぜた朱漆とは異なる。なお、赤色顔料による漆と区別するために「赤漆」は「セキシツ」と読むのが通例である。

以上の点を踏まえて『延喜式』内匠寮にみえる漆器の規定の議論に戻ると、「赤漆」「墨漆」のある「漆供御雑器」は奈良時代に遡りうるものであるのに対し、「朱漆器」は平安時代以降の新しい規定とみることができよう。「漆供御雑器」の項だけ、功程の表記が「単功」「長・中・短功」ではなく、「功」となっていることも、このことと関係するのかもしれない。

次に、こうした食器の階層性について検討する。『延喜式』には、位階や官職によって使用する食器の材質に区別をつける規定がある。新嘗

祭の宴に用いる食器として、大膳職式では、親王以下三位以上は朱漆、四位以下五位以上は烏漆（黒漆）となっており、大炊寮式では飯の器について、参議以上は朱漆碗、五位以上は葉碗（女官などは省略）となっている。一方、内膳司式では、天皇（中宮・東宮）供御用の雑器として、金銀器・朱漆器・黒漆器・瓷器が定められている。これらのことから、漆器は身分表示の具として規定されていたと位置づけられる（金子裕之「八・九世紀の漆器」〔奈良国立文化財研究所編「文化財論叢」Ⅱ、同朋舎出版、一九九五年〕）。もっとも、先述のように、朱漆は八世紀にはないため、この規定をそのまま奈良時代に遡及させることは不可能であるが、黒漆が上位者用であることは認められよう。また、漆は高価であり、実際の奈良時代の出土事例が少ないことから考えても、主として限られた上位の階層が使用するものであったということは確かである。

かといって、法的に身分により使用が規制されていた形跡はない。『延喜式』彈正台では、身分、位階によるさまざまな禁制を規定している。しかし、それは衣服・装身具・乗物などの規制が主であって、漆製品については座具についての規定があるに過ぎない。食膳具については漆器、土器を問わず、規制がないのである。少なくとも、食器を衣服と同列に規制しようとはしていなかった、ということと言える。

座具について補足しておくならば、『延喜式』掃部寮（彈正台式もほぼ同文）に「凡序座者、親王及中納言已上椅子、五位已上漆床子、自余白木床子。」とあり、身分・位階により座具が厳格に規制されていること、漆は白木より上位であることがみてとれる。但し、この規定は弘仁九年（八一八）以降のものである。それまで、令制では、床子は五位以上と与えられ、六位以下には席（ムシロ）が支給されていた。弘仁九年に、初めて六位以下にも床子が与えられたのである。これを受けて五位以上との区別のため漆塗か白木の区別を定めたものであろう（三上喜孝「雑令の継受にみる律令官人制の特質」〔『延喜式研究』一三、一九九七年〕、大隅清陽「座具から見た朝礼の変遷」〔『律令官制と礼秩序の研究』吉川弘文館、二〇一一年、初発表二〇〇二年〕）。

古代の漆工（古尾谷）

『延喜式』掃部寮には別の規定もある。椅子、床子の部分のみ掲出すると、「凡設座者、皇太子……白木椅子、親王并大臣……赤漆小床子、大納言……中納言、赤漆小床子、参議已下侍従已上中床子……」とある。先の条文とは体系が異なっており、「赤漆」が朱漆ではなく「セキシツ」であれば、奈良時代に遡る規定であると推定できる。これによれば、最上位の皇太子の座具は、椅子という格上のものであるが白木であり、必ずしも漆塗の方が上位であったとは限らない。さらにいえば、天皇の玉座である高御座は、朱漆が登場する平安時代以降も黒漆塗であった。必ずしも朱漆が最上位であったわけではないのである。

議論を食器に戻して整理しておこう。漆器が土器より上位、朱漆が黒漆より上位、という形で身分表示を行っている場面は確かにある。しかし、衣服のように罰則を伴うような形で規制はなされておらず、座具など漆塗製品一般に及ぶ秩序でもない。過度に漆塗製品の階層性を強調することはできないであろう。

- (23) 正集一五、『大日古』一一六一
- (24) 正集四三、『大日古』二一一四七
- (25) SD五三〇〇出土、『平城宮発掘調査出土木簡概報』二四
- (26) 『大日古』四一一二～一七一
- (27) 『大日古』二一六四五
- (28) 正集二六、『大日古』二一一四〇
- (29) 古尾谷知浩「文献史料からみた古代の鉄生産・流通と鉄製品の生産」〔奈良文化財研究所編「官衙・集落と鉄 奈良文化財研究所研究報告第六冊」クバプロ、二〇一一年〕
- (30) 清武雄二「律令法上の園地規定と班田制」〔國學院雑誌』一一四一五、二〇一三年〕は、唐令と比較した上で、日本独自に規定した漆樹の植栽につき、漆を調副物として徴収することに関わると指摘している。
- (31) 正集三〇、『大日古』一一五九八
- (32) 『類聚三代格』八大同二年（八〇七）正月二〇日太政官符所引天平二年五月六日勅

- (33) 以上、それぞれ『類聚三代格』一六・八
- (34) 『政事要略』六〇
- (35) 『類聚三代格』一
- (36) 森下和貴子「木心乾漆像の出現と漆」(『佛教芸術』二五五、二〇〇一年)
- (37) 統修二六、『大日古』五一二～三。六人部荒角は造東大寺司造物所の官人。
- (38) 鷲森浩幸「八世紀の流通経済と王権」(水野祐監修、荒木敏夫編『ヤマト王権と交流の諸相』名著出版、一九九四年)
- (39) 統修二六、『大日古』五一四～五
- (40) 統別五裏、『大日古』一五一～四〇
- (41) 統々修一八一三、『大日古』一五十二～九
- (42) 統別三二裏、『大日古』五十三～六三
- (43) 森下和貴子「木心乾漆像の出現と漆」(前掲註36)
- (44) 『統日本紀』養老四年(七二〇)六月己酉条
- (45) 民間での漆の流通や、一般集落における漆工の存在については、考古学の側から、巽淳一郎「都の焼物の特質とその変容」(『新版古代の日本』六、角川書店、一九九一年)、玉田芳英「漆附着土器の研究」(奈良国立文化財研究所編『文化財論叢』II、同朋舎出版、一九九五年)などの研究がある。
- (46) 統々修四六一九、『大日古』一六一五八～五九
- (47) 民間における漆工を含む手工業技術者の存在については、矢部良明「奈良朝の民間工人の動向」(『MUSEUM』二二六、一九六九年)を参照。
また、国家掌握外の手工業については、古尾谷知浩『文献史料・物質資料と古代史研究』(塙書房、二〇一〇年)を参照。

Abstract

Lacquer and Lacquer Work of Ancient Japan

FURUOYA Tomohiro

This paper aims to investigate how the state of ancient Japan has controlled lacquer and lacquer work. Japanese lacquer was used not only for a handicraft but for a Buddha statue, Buddhist architecture, arms, etc. in large quantities in ancient times. Ritsuryo state wanted to secure lacquer of a required part, but did not monopolize them. Also in the private sector, lacquer was produced and was circulating, and the state was collected them as a tax, or purchased them from the market by paying the countervalue.

Keywords: Japanese lacquer, Ritsuryo state, handicraft, architecture